

一般職非常勤職員（短時間保育士）

- 業務内容

保育所及びこども園の時間外保育兼保育の短時間業務（有資格保育士）

- 資格

保育士資格

- 業務日及び勤務時間

勤務日の割振りについては、所属長の定めるところによる。

勤務日 月～土

（休日、12月29日～1月3日を除く保育所開所日）のうち3～4日

勤務時間 朝 午前7：00～正午

または

夕 午後2：00～午後7：00

（ただし、保育所は土曜の夕は～午後6：30まで）

- 賃金

時給 1,020円／時間

通勤手当

ア 通勤距離が片道2km以上である者で交通機関を利用する場合

日額最高限度額 600円

イ 通勤距離が片道2km以上である者で交通用具（自転車等）を使用する場合 日額 100円 1ヶ月最高支給限度額 2100円

ウ アおよびイの併給はしないものとする。

- 年次有給休暇

雇用の日から起算して、6月継続勤務し全勤務日の8割以上出勤したときは、付与します。

- その他

雇用する前には健康診断（市の指定様式）が必要。